

広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、広告枠を設け、次のとおり募集します。

1. 媒体の概要

名称及び規格	作製部数	配付期間	配布対象及び内容
母子健康手帳 (B6判 縦)	27,050 部	令和 9 年 7 月中旬～ 令和 10 年 7 月中旬	・妊娠届出時に配付 ・母子の健康を守るために、妊娠中の経過、出産時の健康の記録及び乳幼児の健康記録として使われるものです。
わくわく 赤ちゃんとの出会い (A4判 縦)	25,100 部	令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日	・母子健康手帳交付時に配付。 ・妊娠中の過ごし方や出産、赤ちゃんの育て方について、記載したものです。なお、各区保健福祉センターでの実施の妊婦教室では、テキストとして使用しています。
にこにこ 赤ちゃんのために (A4判 縦)	21,750 部	令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日	・3 か月児健康診査時に配付し、集団指導のテキストとして使用しています。 ・3 か月児から 18 か月児までの子どものからだと心の発達や育児、事故防止、離乳食のすすめ方及び子育て情報等について記載したものです。
すくすく (A4判 縦)	21,500 部	令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日	・1 歳 6 か月児健康診査時に配付し、集団指導のテキストとして使用しています。 ・1 歳 6 か月児の発達や育児のポイント、食生活、むし歯予防及び子育て情報等について、記載したものです。
のびのび (A4判 縦)	21,700 部	令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日	・3 歳児健康診査時に配付し、集団指導のテキストとして使用しています。 ・3 歳児の発達や育児のポイント、食生活、むし歯予防及び子育て情報等について、記載したものです。

2. 広告の規格

広告媒体	規格	広告枠数 (広告挟込可能な枚数)
母子健康手帳	広告媒体への挟込広告紙。B 6 版以下（両面印刷可）とし、挟み込む時に広告媒体からはみ出さないこと	2
わくわく 赤ちゃんとの 出会い	広告媒体への挟込広告紙。A 4 版以下（両面印刷可）とし、挟み込む時に広告媒体からはみ出さないこと	2
にこにこ 赤ちゃんのた めに	広告媒体への挟込広告紙。A 4 版以下（両面印刷可）とし、挟み込む時に広告媒体からはみ出さないこと	2
すくすく	広告媒体への挟込広告紙。A 4 版以下（両面印刷可）とし、挟み込む時に広告媒体からはみ出さないこと	2
のびのび	広告媒体への挟込広告紙。A 4 版以下（両面印刷可）とし、挟み込む時に広告媒体からはみ出さないこと	2

3. 広告料

広告媒体	掲載方法	広告料(1 枠)
母子健康手帳	挟込み	446,325 円以上
わくわく 赤ちゃんとの出会い	挟込み	451,800 円以上
にこにこ 赤ちゃんのために	挟込み	195,750 円以上
すくすく	挟込み	129,000 円以上
のびのび	挟込み	86,800 円以上

留意点

- ・1枠につき1枚の広告紙の挟込みとなります。
- ・複数の広告媒体へのお申込みは可能です。また、同一広告媒体について、広告枠数の範囲内で複数お申込みいただくことも可能です。
- ・本市の指定する期日（母子健康手帳は令和9年6月頃、乳幼児健康診査等副読本は令和9年2月頃）に印刷業者へ広告紙を直接お持込みいただきます。
- ・広告紙の折込み等により広告媒体の形状を変形させないでください。
- ・紙の厚さについては、0.22mm以下とします。
- ・広告欄の下に次の文書を入れてください。
「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」
- ・広告紙には問合せ先（電話番号など）は必ず明記してください。

4. 募集期間

令和8年8月25日（火）から令和8年9月30日（水）まで

5. 申込方法等

(1) 提出物

母子健康手帳・乳幼児健康診査等副読本広告挟込申込書

(2) 提出方法

募集期間内に持参又は送付のいずれかにより母子健康手帳・乳幼児健康診査等副読本広告挟込申込書を提出してください。

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時から17時30分まで（ただし、12時15分から13時までを除く）とします。

送付の場合は、令和8年9月30日（水）必着とします。

(3) 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20（大阪市役所 2 階）

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）

(4) 広告事業者の決定方法

金額が上位の申込みから広告枠数の範囲で広告事業者を決定します。同じ金額を提示した申込みが複数あることにより広告事業者を決定できない場合は、同じ金額を提示した申込みについてくじにより順位を決定します。

結果については、令和8年10月頃に通知するほか、本市ホームページでも公表します。

なお、事業者決定の取消し等があった場合は、提示金額で次点につけているものを繰り上げて広告事業者とします。

(5) 広告料の納付

事業者決定後、納付書を送付しますので、指定の期日（事業者決定の日から、概ね1か月程度）までに全額を前納してください。なお、納付された広告料は原則として返還しません。

6. 広告掲載にかかる業務内容等

(1) 掲載する広告については、「大阪市広告掲載要綱」及び「こども青少年局広告掲載要領」に適合し、取扱いについては、本市の指示に従ってください。

(2) 広告代理店は、自らの広告を掲載することができるものとします。

(3) 広告の掲載内容及び形状については、事業者決定後、その内容を報告し、本市の審査を受けてください。審査には2週間程度の期間を要しますのでご注意ください。

(4) 内容について疑義が生じた場合は、その都度本市と協議することとします。

7. その他

(1) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ本市と事業者双方協議のうえ決定します。

(2) 広告媒体について、印刷事業者の入札不調等により発行ができなくなった場合は、広告掲載事業を中止することがあります。

問合せ先

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階）

電話：06-6208-9966 ファックス：06-6202-6963